

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 10 日（金）第3295号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 1
- 公 安 委 員 会 規 則**
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通企画課取扱い） 2
- 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 6
- 運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 7
- 初心運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 8
- 高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 13
- 特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 16
- 認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 16
- 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 18
- 大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 21
- 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 29
- 取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 29

規 則

自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 4 号

自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（昭和31年鹿児島県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 4 条関係)

試験場使用許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
氏名

運転免許試験場を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用年月日 年 月 日
- 2 使用時間 時 分から (時間 分)
時 分まで
- 3 車の種別 自動二輪車 普通自動車 準中型自動車 中型自動車 (トラック, バス)

収入証紙貼付欄

附 則

- 1 この規則は、平成29年 3 月 12 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則別記様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 6 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則 (昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号オ中「期間前更新申請書」を「特例更新申請書」に改める。

第 2 条の 2 中「, 期間前更新申請書」を「, 特例更新申請書」に改める。

第10条第 1 号アに次のように加える。

(ウ) 法第77条第 1 項第 4 号の規定による道路使用の許可を受けて実施される競技会等に
参加する運転者が、その乗車装置に応じた人員を乗車させているとき。

第12条第10号中「第71条の 5 第 2 項」を「第71条の 5 第 3 項」に改める。

第27条中「中型自動車免許」の次に「, 準中型自動車免許」を加える。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

第38条中「（平成2年鹿児島県公安委員会規則第9号）」を「（平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号）」に、「（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第12号）」を「（平成6年鹿児島県公安委員会規則第9号）」に、「（平成10年鹿児島県公安委員会規則第9号）」を「（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）」に、「及び同項第13号」を「同項第13号」に、「（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）に」の次に、「及び同項第14号の講習の実施については自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第17号）に」を加える。

別記様式第10号中

「

⑦ 安者 全の 運略 転歴 管 理	勤 務 期 間				勤 務 所 名	職 名		
	自	・	・	至			・	・
	自	・	・	至			・	・
	自	・	・	至			・	・
	自	・	・	至			・	・
	自	・	・	至			・	・

を

」

「

⑦ 安者 全の 運略 転歴 管 理	勤 務 期 間				勤 務 所 名	職 名		
	自	・	・	至			・	・
	自	・	・	至			・	・
自	・	・	至	・	・			

に、

」

「

⑨ 自 動 車 台 数	乗 用				貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	普 通	軽					

を

」

「

⑨ 自 動 車 台 数	乗 用				貨 物					大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通					

に、

」

「

⑩ 運 転 者	免 許 種 別	大	型	中	型	普	通	大	特	大	普	小	計
		一	二	一	二	一	二	一	二				
		種	種	種	種	種	種	種	種				
										自	自	特	
	専 従 予												

を

」

数	備													
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑩ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 一	型 二	中 一 種 (限 定)	型 二 種 (限 定)	準 中 型 一 種 (限 定)	普 通 一	二	大 一	特 二	大 自 二	普 自 二	小 特	計
		種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種
人 員														

に、

⑪ 前 転 安 管 全 理 運 者	解任年月日	年	月	日
	氏名			
	解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任		
		4 解任命令 5 その他 ()		

を

⑫ 前 転 安 管 全 理 運 者	解任年月日	年	月	日
	氏名			
	解任事由	1 退職 2 転任 3 解任命令		
		4 その他 ()		

に改め、同様式に注として次のよ

うに加える。

※注 ⑩運転者数の欄は、運転者1人につき、一つの免許種別を計上すること。
別記様式第11号中

⑦ 副 理 安 者 全 の 運 略 転 歴 管	勤 務 期 間				勤 務 所 名	職 名
	自	・	・	至	・	・
	自	・	・	至	・	・
	自	・	・	至	・	・
	自	・	・	至	・	・
	自	・	・	至	・	・

を

⑦ 副 理 安 者 全 の 運 略 転 歴 管	勤 務 期 間				勤 務 所 名	職 名
	自	・	・	至	・	・
	自	・	・	至	・	・
	自	・	・	至	・	・

に、

⑨ 自 動 車 台	乗 用			貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	大	中	普	大	中	普	軽					
	型	型	通	型	型	通	軽					

を

数

⑨ 自動車 台数	乗 用					貨 物					大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽					

に、

⑩ 運 転 者 数	免 許 種 別 専 従 予 備	大 一	型 二	中 一 種 (限 定)	型 二 種 (限 定)	普 通 一	通 二	大 一	特 二	大 自 二	普 自 二	小 特	計
		種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	

を

⑩ 運 転 者 数	免 許 種 別 人 員	大 一	型 二	中 一 種 (限 定)	型 二 種 (限 定)	準 中 型 一 種 (限 定)	普 通 一	通 二	大 一	特 二	大 自 二	普 自 二	小 計	計
		種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	

に、

⑪ 前運 副 管 安 理 全 者	解任年月日	年 月 日
	氏 名	
	解 任 事 由	1 死亡 2 退職 3 転任
		4 解任命令 5 その他 ()

を

⑪ 前運 副 管 安 理 全 者	解任年月日	年 月 日
	氏 名	
	解 任 事 由	1 退職 2 転任 3 解任命令
		4 その他 ()

に改め、同様式に注として次のよ

うに加える。

※注 ⑩運転者数の欄は、運転者 1 人につき、一つの免許種別を計上すること。

別記様式第33号を次のように改める。

様式第33号 削除

附 則

この規則は、平成29年 3 月12日から施行する。

.....

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月10日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 2 条関係)

受託者	受講年月日	年 月 日			受託者印	情状による短縮	
	審査成績	開 講	終 了	加 減		加	減
						日	日
		点	点	点		短縮日数	責任者印
	期 別	年 月 日から (日間)					
<p>講 習 申 出 書</p> <p>鹿児島県公安委員会 殿 年 月 日</p> <p>道路交通法第108条の 2 第 1 項第 3 号の規定により講習を受けたいので申し出ます。</p>							
住 所					連絡先の 電話番号	自 宅 () -	
						勤務先 () -	
氏 名	印			生年月日	年 月 日		

講 習 手 数 料			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 署執行の分は ここに本人の 写真を貼って ください。 </div>
	(鹿児島県収入証紙をこの欄に貼ってください。)		

附 則

この規則は、平成29年 3 月 12 日から施行する。

.....

運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名中「又は特定失効者」を「，特定失効者又は特定取消処分者」に改める。

第 1 条中「又は特定失効者」を「，特定失効者」に改め，「以下同じ。）」の次に「又は特定取消処分者（法第97条の 2 第 1 項第 5 号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 条中「又は特定失効者」を「，特定失効者又は特定取消処分者」に改め，同条第 2 項中「更新又は特定失効（以下「更新等」と総称する。）の」を「講習の受講」に改め，同条第 3 項中「更新等の」を「講習の受講」に改める。

第 4 条中「及びその付属施設等」を「，警察署その他の警察施設又は公民館等の」に改める。

第 6 条第 2 号中「及び小型特殊免許」を「，小型特殊免許及び仮運転免許」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「及びDVD等」を「，DVD等」に改め，「視聴覚講習」の次に「及び運転適性についての診断と指導」を加え，同項第 3 号中「を 1 時間30分，DVD等による視聴覚講習を30分」を「，DVD等による視聴覚講習及び運転適性についての診断と指導を」に改める。

附 則

この規則は，平成29年 3 月12日から施行する。

初心運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 9 号

初心運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

初心運転者講習の実施に関する規則（平成 2 年鹿児島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（第 1 号様式）」を「（別記第 1 号様式）」に改め，同条第 2 項中「（第 2 号様式）」を「（別記第 2 号様式）」に改める。

第 4 条第 1 項中「指定講習機関が」の次に「国公委規則第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき」を加え，「（第 3 号様式）」を「（別記第 3 号様式）」に改め，同条第 2 項中「前項の」を「国公委規則第 4 条第 1 項の規定による」に，「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第 5 条中「（第 4 号様式）」を「（別記第 4 号様式）」に改める。

第 6 条第 2 項中「（第 5 号様式）」を「（別記第 5 号様式）」に改める。

第 7 条第 2 項中「（第 6 号様式）」を「（別記第 6 号様式）」に改める。

第 8 条第 1 項中「（第 7 号様式）」を「（別記第 7 号様式）」に改め，同条第 2 項中「（第 8 号様式）」を「（別記第 8 号様式）」に改める。

第 9 条第 1 項中「（第 9 号様式）」を「（別記第 9 号様式）」に改める。

第10条第 1 項中「（第10号様式）」を「（別記第10号様式）」に改め，同条第 2 項中「（第 11 号様式）」を「（別記第 11 号様式）」に改める。

第11条第 1 項中「（第12号様式）」を「（別記第12号様式）」に改め，同条第 2 項中「（第 13 号様式）」を「（別記第 13 号様式）」に改め，同条第 3 項中「（第 14 号様式）」を「（別記第 14 号様式）」に改め，同条第 4 項中「（第 15 号様式）」を「（別記第 15 号様式）」に改める。

第12条中「（第16号様式）」を「（別記第16号様式）」に改める。

第13条中「講習の種別は」の次に「，準中型車講習」を加え，「，原付車講習」を「及び原付車講習」に改め，「普通車講習と二輪車講習がそれぞれ 7 時間，原付車講習は 4 時間」を

「7時間（原付車講習にあつては、4時間）」に改める。

第16条中「（第17号様式）」を「（別記第17号様式）」に改める。

第17条第1号中「（第18号様式）」を「（別記第18号様式）」に改める。

第18条中「，初心運転者講習済登録票（第19号様式）により」を削る。

別記第1号様式中「第1号様式」を「別記
第1号様式」に改め，「平成」を削る。

別記第2号様式から第4号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第6条関係）

第 号

運 転 習 熟 指 導 員 審 査 合 格 証 明 書

住 所
氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に掲げ
る公安委員会が行う に係る運転習熟指導員について
の技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会

印

備考 本文中の空字部分には、講習の種類別（四輪又は二輪）を記入するものとする。

別記第7号様式中「平成」を削る。

別記第8号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、「平成」を削る。

別記第9号様式から別記第11号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第13号様式中「規定する」を「掲げる」に、「講習免種」を「免許種別」に改める。

別記第14号様式中「免許証の種類（取得年月日）」を「免許の種類」に改める。

別記第16号様式中「規定する」を「掲げる」に改める。

別記第17号様式中「初心運転者講習終了証書」を「初心運転者講習終了証明書」に、「規定する」を「掲げる」に、「講習の種類」を「免許の種類」に改める。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第17条関係）

初 心 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 印下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を 年 月
日に終了したので報告する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許の種類	免許証番号	講習指 導員名	効果測 定結果

別記第19号様式を削る。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

高年齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第10号

高年齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

高年齢者講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（講習の種別）

第2条 講習の区分は、次のとおりとする。

- (1) 更新時等講習 法97条の2第1項第3号イ及びロ並びに法第101条の4第1項の規定による講習
- (2) 臨時講習 法第101条の7第4項の規定による講習

第3条を次のように改める。

（講習の申込み）

第3条 講習の申込みは、次の各号に掲げる講習の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により講習当日に行うものとする。

- (1) 更新時等講習 高年齢者講習受講申込書（別記第1号様式）
- (2) 臨時講習 臨時高年齢者講習受講申込書（別記第2号様式）

第4条第1項各号列記以外の部分中「講習は」を「法第108条の2第3項の規定に基づき検査を委託する場合は」に改め、同条第2項第3号ア中「法第117条の4第4号」を「法第117条の2の2第11号」に改め、同号イ中「刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条まで」に改める。

第5条を次のように改める。

（公安委員会への報告）

第5条 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、次の各号に掲げる講習を終了したときは、それぞれ当該各号に定める書面により、講習結果を日ごとに公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 更新時等講習 高年齢者講習結果報告書（別記第3号様式）
- (2) 臨時講習 臨時高年齢者講習結果報告書（別記第4号様式）

第6条の次に次の1条を加える。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

別記第1号様式中「（第2条関係）」を「（第3条関係）」に改め、「ちょう付欄」を「貼付欄」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

臨 時 高 齢 者 講 習 受 講 申 込 書

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を申し込みます。

受 講 年 月 日	
受 講 場 所	
講 習 手 数 料 (収入証紙貼付欄)	
備 考	

第3号様式の次に次の1様式を加える。
第4号様式(第5条関係)

臨 時 高 齢 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

名 称

管理者

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を
年 月 日終了したので報告する。

記

整 理 番 号	氏 名	生 年 月 日	備 考
講習実施指導員名			

附 則

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された高齢者講習終了証明書の様式については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第22の10の7の様式にかかわらず、なお従前

の例による。

.....
特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第11号

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「零以下」を「76以上」に改める。

別記第5号様式、別記第8号様式及び別記第12号様式中「第2号」を「第2号の表の一の項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に交付された特定任意高齢者簡易講習終了証明書の様式については、改正後の特定任意講習の実施に関する規則別記第8号様式にかかわらず、なお従前の例による。

.....
認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第12号

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（検査の種別）

第2条 検査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 更新時等検査 法第97条の2第1項第3号若しくは第5号による検査又は法第101条の4第2項の規定による認知機能検査
- (2) 臨時検査 法第101条の7第1項の規定による認知機能検査

第4条を次のように改める。

（検査の受検申込み）

第4条 検査の申込みは、次の各号に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により検査当日に行うものとする。

- (1) 更新時等検査 認知機能検査受検申込書（別記第1号様式）
- (2) 臨時検査 臨時認知機能検査受検申込書（別記第2号様式）

第6条第1項各号列記以外の部分中「検査は」を「法第108条第1項の規定に基づき検査を委託する場合は」に改める。

第7条を次のように改める。

（公安委員会への報告）

第7条 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、次の各号に掲げる検査を終了したときは、それぞれ当該各号に定める書式により、検査結果を日ごとに公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 更新時等検査 認知機能検査結果報告書（別記第3号様式）
- (2) 臨時検査 臨時認知機能検査結果報告書（別記第4号様式）

第8条の次に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。別記第1号様式中「ちょう付欄」を「貼付欄」に改める。

別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第4条関係）

臨 時 認 知 機 能 検 査 受 検 申 込 書

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の受検を申し込みます。

受 検 年 月 日	年 月 日
受 検 場 所	
講 習 手 数 料 (収入証紙貼付欄)	
備 考	

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。
第4号様式（第7条関係）

臨 時 認 知 機 能 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

名 称

管理者

下記の者について、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を
年 月 日に終了したので報告する。

記

整理番号	氏 名	生 年 月 日	備 考
認知機能検査員名			

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

.....

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第13号

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則（昭和54年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第8項」を「，第8項，第9項又は第10項」に改める。

第8条中「なかつた」を「なかった」に，「いずれか」を「いずれか」に，「とき。」を「者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

審査自動車

運転しようとする 緊急自動車	審 査 用 自 動 車	備 考
中 型 自 動 車	最大積載量が5,000キログラム以上で、長さ7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	1 原則として、補助ブレーキを有するものであること。
準 中 型 自 動 車	最大積載量が2,000キログラム以上で、長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、前輪軸距が1.30メートル以上の準中型自動車	2 オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT車」という。）ではないこと。
普 通 自 動 車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、輪距が1.30メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量が0.700リットル以上の大型自動二輪車	1 オートバイ型とすること。
普通自動二輪車	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	2 AT車ではないこと。
小 型 限 定 普通自動二輪車	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	

別記第 1 号様式中

「 中 型 普 通 大自二 普自二 小型二輪 」 を
 「 中 型 準中型 普 通 大自二 普自二 小型二輪 」 に、
 「 中 普 」 を 「 中 準 普 」 に改め、同表備考 1 中「, 元号」を削る。
 「 型 通 」 「 型 型 通 」

別記第 2 号様式中

「 運転免許を受けていた期間が 運転免許証を再交付されたため
 法定期間に達しているため その他 」 を
 「 1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため
 2 運転免許証を再交付されたため に、
 3 その他 」
 「 中 型 普 通 大自二 普自二 小型二輪 」 を
 「 中 型 準中型 普 通 大自二 普自二 小型二輪 」 に、
 「 中 普 」 を 「 中 準 普 」 に改める。
 「 型 通 」 「 型 型 通 」

附 則

この規則は、平成29年 3 月 12 日から施行する。

大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第14号

大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中型車講習」の次に「, 準中型車講習」を加える。

第 4 条中「（以下「中型免許」という。）」の次に「, 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）」を加える。

第 6 条中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同条第 1 項中第 9 号を第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 準中型車講習

ア 法第99条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者

イ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第 4 条第 1 項の規定により公安委員会が指定する研修を修了した者であって、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）

第99条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの

ウ 法第99条の 3 第 4 項第 1 号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則

第 1 条第 2 項第 1 号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

第10条中「別表第 2」の次に「準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目、別表第 3」を加え、「別表第 3」を「別表第 4」に、「別表第 4」を「別表第 5」に、「別表第 5 第一種運転免許」を「別表第 6 第一種免許」に、「別表第 6 第二種運転免許」を「別表第 7 第二種免許」に改める。

別表第 1 中「大型自動車又は中型自動車」を「大型自動車及び中型自動車」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 6 中「第二種運転免許」を「第二種免許」に、「心肺蘇生法」を「心肺蘇生」に、「心臓マッサージ（胸骨圧迫）」を「胸骨圧迫（心臓マッサージ）」に、

<ul style="list-style-type: none"> (1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 (5) A E D を用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 ○ A E D を用いた除細動については、その概要、A E D の設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生法の中止、救命の連鎖について指導する。
---	---

を

<ul style="list-style-type: none"> (1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) A E D を用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 ○ A E D を用いた除細動については、その概要、A E D の設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。
--	--

に、

<ul style="list-style-type: none"> (1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生法を行う場合 	を	<ul style="list-style-type: none"> (1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生法を行う場合 	に、
--	---	--	----

<p>9 心肺蘇生法</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） (4) 気道確保と人工呼吸 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気道確保しながら、胸の動き、呼吸、呼気音から判断することを強調する。 ○ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも 1 分間に 100 回のテンポで
----------------	--	--

		<p>30回実施させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初 2 回、息を約 1 秒かけて連続して吹き込ませる。 ○ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも 1 分間に100回のテンポで30回と人工呼吸 2 回を 1 サイクルとして、5 サイクル（2 分間）連続して実施させる。 	を
--	--	---	---

9 心肺蘇生	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を 1 分間に100～120回のテンポで約 1 分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約 1 秒かけて、2 回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を 1 分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸 2 回を 1 サイクルとして、5 サイクル連続して実施させる。 	に
--------	--	---	---

改め、同表に備考として次のように加え、同表を別表 7 とする。

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 5 中「第一種運転免許」を「第一種免許」に、「心肺蘇生法」を「心肺蘇生」に、「心臓マッサージ（胸骨圧迫）」を「胸骨圧迫（心臓マッサージ）」に、

<ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 <ul style="list-style-type: none"> ア 心臓マッサージ（胸骨圧迫） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) A E D を用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 ○ A E D を用いた除細動については、その概要、A E D の設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生法の中止、救命の連鎖について指導する。 	を
--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 	
--	---	--

ア 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) A E Dを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	A E Dを用いた除細動 については、その概要、 A E Dの設置場所及び一 般向けの講習について、 教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命 の連鎖について指導する。
--	---

に、

(1) 負傷者の観察 (意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察 (呼吸) (4) 体位管理 (5) 心臓マッサージ (胸骨圧迫) (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 心臓マッサージ (胸骨圧迫) と人工呼吸 (循環)	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道確保しながら、胸の動き、呼 気、呼吸音から判断することを強調 する。 なお、聴覚障害者に対しては、胸 の動きを目で観察することを体験さ せること。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 心臓マッサージ (胸骨圧迫) を少 なくとも 1 分間に100回のテンポで 30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に 指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初 2 回、息を約 1 秒 かけて連続して吹き込ませる。 ○ 心臓マッサージ (胸骨圧迫) を少 なくとも 1 分間に100回のテンポで 30回と人工呼吸 2 回を 1 サイクルと して、5 サイクル (2 分間) 連続し て実施させる。
(9) 気道異物除去	○ 腹部突き上げ法、背部叩打法につ いて指導する。
(10) 止血法	○ 直接圧迫が効果的であることにつ いて指導する。

を

(1) 負傷者の観察 (意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察 (呼吸) (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) と人工 呼吸 (循環)	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動 きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) を 1 分間に100~120回のテンポで約 1 分 間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約 1 秒かけて、2 回吹き込ませる。
---	--

に改め、同表に

<p>(9) 気道異物除去 (10) 止血法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法，背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。
--------------------------------	--

備考として次のように加え，同表を別表第 6 とする。

備考 休憩時間は，講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 4 に備考として次のように加え，同表を別表第 5 とする。

備考 休憩時間は，講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 3 に備考として次のように加え，同表を別表第 4 とする。

備考 休憩時間は，講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 2 中「意義及び活用方法」を「取付方法及び使用方法」に，

<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険場面を含む路上の実車走行により，危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡条件が付されている者に対しては，路上における実車走行を実施する前に，特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の意義及び活用方法，コースにおける実車走行により，交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。 	を	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険場面を含む路上の実車走行により，危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては，路上における実車走行を実施する前に，特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法，コースにおける実車走行により，交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。 	に改め，同表に備考として次のように
---	---	--	-------------------

加え，同表を別表第 3 とする。

備考 休憩時間は，講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第10条関係）

準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

1 準中型自動車を使用した講習

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとりえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状	1

				態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により幻惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
合計					4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡条件（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得	1

	討議	2 危険予測ディスプレイカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	させる。 ○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合計					4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第 1 号様式中受講区分の項を次のように改める。

<input type="checkbox"/> 大型車講習	<input type="checkbox"/> 中型車講習	<input type="checkbox"/> 準中型車講習
<input type="checkbox"/> 普通車講習	<input type="checkbox"/> 大型二輪車講習	<input type="checkbox"/> 普通二輪車講習
<input type="checkbox"/> 大型旅客車講習	<input type="checkbox"/> 中型旅客車講習	<input type="checkbox"/> 普通旅客車講習
<input type="checkbox"/> 第一種免許に係る応急救護処置講習		
<input type="checkbox"/> 第二種免許に係る応急救護処置講習		

別記第 4 号様式中

「

中 型 車 講 習
普 通 車 講 習

 」 を 「

中 型 車 講 習
準 中 型 車 講 習
普 通 車 講 習

 」 に改める。

附 則

この規則は、平成29年 3 月 12 日から施行する。

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 10 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 野 田 健 太 郎

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 15 号

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部を改正する規則

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則（平成 9 年鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 5 号 中 「 教 習 指 導 員 又 は 技 能 検 定 員 の 資 格 審 査 合 格 証 明 書 」 を 「 教 習 指 導 員 資 格 者 証 又 は 技 能 検 定 員 資 格 者 証 」 に 改 め る 。

第 4 条 第 17 号 中 「 応 急 救 護 措 置 」 を 「 応 急 救 護 処 置 」 に 改 め る 。

別記第 11 号様式中

「

免許の種類	大 二	普 二	大 型	普 通	大 特	自 二	けん引
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

 」 を 「

免許の種類	大 二	中 二	普 二	大 型	中 型	準 中 型	普 通
	大 特	大 自 二	普 自 二	けん引			

 」 に、

「

大型二種
普通二種
大 型
普 通

 」 を 「

大型二種
中型二種
普通二種
大 型
中 型
準 中 型

 」 に改める。

別記第 13 号様式中 「

中 型
けん引

 」 を 「

中 型
準 中 型
けん引

 」 に改める。

附 則

この規則は、平成29年 3 月 12 日から施行する。

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 10 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 野 田 健 太 郎

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 16 号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式及び別記第15号様式を次のように改める。

第14号様式（第13条関係）

取消処分者講習受講申請書（公安委員会用）		年 月 日
鹿児島県公安委員会 殿		
氏 名		年 月 日生
本 籍		
住 所		
免許欠格期間満了の日	年 月 日	
取消前に取得していた 免許の種類	大 中 準 普 大 自 小 原 牽 大 中 普 大 牽 中 特 引 型 型 型 通 特 二 特 付 引 二 二 二 二 二	
交付公安委員会	公安委員会	
希望する講習の 区分	四 二 原 輪 輪 付	収入証紙貼付
講 習 日	年 月 日～ 日	
講 習 場 所	免 許 試 験 課	
備 考		

第15号様式（第13条関係）

取消処分者講習受講申請書（指定講習機関用）		
年 月 日		
指 定 講 習 機 関 名 者 殿 管 理 者		
氏 名		年 月 日生
本 籍		
住 所		
免許欠格期間満了の日	年 月 日	
取消前に取得していた 免許の種類	大 中 準 普 大 自 小 原 牽 大 中 普 大 牽 中 特 引 型 型 型 通 特 二 特 付 引 二 二 二 二 二	
交付公安委員会	公安委員会	
希望する講習の 区分	四 二 原 輪 輪 付	
講 習 日	年 月 日～ 日	
講 習 場 所		
備 考		

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。